これまでの議論の整理と 報告書の方向性(案)について

令和3年2月19日

検討に当たっての基本的な視点

(前回資料より、一部改変)

- ① 公営企業の実態や、経営環境の変化を踏まえた公営企業の概念・範囲の整理 地方公営企業法(財務規定等)の具体的な適用範囲のあり方
 - (1. 地方公営企業法の適用(財務規定等)拡大の取組の意味と今後の方向)
- P2 地方公営企業法(財務規定)の適用範囲のあり方について
- ② 経営規律の基軸のあり方:将来にわたり持続可能な経営を確保していくための経営改革等の具体的な枠組
- ③ 経営成績の客観的な評価
 - 2. 経営戦略に基づき、発生主義会計に即した経営規律の向上
 - 3. 会計・経営の単位・組織のあり方
 - P4 経営ミッションの設定(経営規律の基軸のあり方)
 - P6 経営成績の客観的な評価及び住民・議会の理解の促進
 - P8 将来にわたり持続可能な経営の健全化を促す仕組み〈積立金·資産維持費〉
- ④ 広域的な連携や都道府県等の補完等による小規模団体の取組の支援
 - 4. 多様な経営主体・経営形態を選択し人口減少への対応を円滑にするための制度のあり方
 - 5. 持続的な経営を支える人的資源の活用

①地方公営企業法(財務規定)の適用範囲のあり方について

1. 論点

- 今後の公営企業制度のあり方を検討するに当たり、「公営企業」とはどういうものかについて整理することが必要ではないか。
- 地方公営企業法(財務規定)を適用する範囲をどのように考えるか。

2. 現状

〇 以下のとおり、地方公営企業法の適用対象事業(①)のほか、地方財政法第6条(地財令第46条)事業(②)、決算統計で調査の対象としている事業(③)、公営企業債が発行できる事業(④)と、それぞれ範囲が異なっている。

① 地方公営企業法第2条第1項·第2項 地方公営企業法の当然適用となる公営企業

【全ての規定】

【財務規定のみ】 ・病院事業

- ・水道事業
- •工業用水道事業
- •軌道事業
- •自動車運送事業
- •鉄道事業
- ·電気事業
- ガス事業

- ② 地方財政法第6条(地方財政法施行令第46条) 特別会計設置義務のある公営企業
- •交通事業(船舶運航事業)
- •電気事業(電気事業法に規定する電気事業以外のもの)
- •簡易水道事業
- 市場事業
- •と畜場事業
- •公共下水道事業
- •観光施設事業
- ・港湾整備事業(港湾機能施設のみ) ・宅地造成事業
- ・公共下水道以外の下水道事業(集落排水事業・浄化槽・流域下水道)
- ·有料道路事業
- •駐車場整備事業
- 介護サービス事業
- •発電
- ・その他事業(法適用)
- (公営企業の附帯事業)

③ 公営企業決算統計対象の公営企業

- ・その他事業(法非適用) (飲料水供給施設、コミュニティプラント、墓園、産業 廃棄物処分場、ケーブルテレビ等)
- •一般行政病院、診療所
- •公営競技

④ 公営企業債を発行できる事業

①地方公営企業法(財務規定)の適用範囲のあり方について

3. 研究会におけるこれまでの議論の経緯

<公営企業のメルクマールについて>

- 公営企業のメルクマールとして、いわゆる「料金回収率」が削除された今、「持続的な経営」がメルクマールになりうるのでは ないか。
- 公営企業の範囲としては、経費負担区分を前提に料金を得て自ら再投資して続けていく意思があるかどうかということではないか。

<地方公営企業法(財務規定)の適用について>

- 昭和21年の地方財政法制定時は、公営企業の範囲を今後拡大するという整理だったが、昭和41年の繰出基準導入時に事実上拡大が止まったと理解している。将来的には、地財法6条に規定されている公営企業と、地方公営企業法の当然適用事業の範囲を一致させるべきではないか。
- 当面は、料金回収率に代わる定義を設定するというより、法適用を進める公営企業の範囲を実務的に考えれば良いのではないか。
- 公営企業法を適用すべき事業の範囲については、現在、公営企業として認識されている事業が極めて多種多様であり、かつ、同一事業でも地方公共団体によって公営企業として経営するか否かが異なっていることもあり、現在の「実態としての公営企業の事業」の全てを一律に法適用の対象とすることは不適当なことも想定されるため、運用実態等を踏まえた整理をする必要があるのではないか。
- 現在、簡易水道事業と下水道事業を重点事業として法適用(財務規定)を推進しているが、その他の事業についての検討を行うに当たっては、「料金回収率」による公営企業のメルクマールが削除された現時点で、何を公営企業の中心的な要素とするのかを明確にすることが必要ではないか。その際のキーワードは「持続的な経営」が考えられるのではないか。
- 公営企業会計の適用を更に推進するためには、将来的には、地方公営企業法において適用義務のある事業として位置付けることが望ましいと考えられるが、まずは令和5年度までのロードマップに沿った取組の進捗状況を把握するとともに、各団体の事業や資産の規模等の実態を把握、整理することが必要ではないか。



まずは、法適用(財務規定)を進める範囲を、運用実態等を踏まえ検討

(重点事業以外のその他の事業における公営企業会計を適用すべき範囲の検討(資料2))

②経営ミッションの設定(経営規律の基軸のあり方)

1. 論点

○ 経営改革の更なる推進を図るための基本的な枠組みとして、<mark>あらかじめ公営企業が果たすべき一定の経営ミッションを明らかにした上で</mark>計画的な経営を行い、事後的にその経営成績を客観的に評価する仕組みを検討することが必要ではないか。

2. 現状

- 〇 人口減少に伴うサービス需要の減少や、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大などの課題に対応するため、現在、以下を柱とする経営改革を推進している。
 - ◆ 経営戦略の策定・改定
 - ◆ 抜本的な改革(事業廃止、民間譲渡、広域化、民間活用など)
 - ◆ 公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表等による「見える化」
- 経営戦略に経営の基本方針(経営理念、将来ビジョンなど)や収支均衡を図る具体的な取組等を記載し、これに基づいて計画的に経営を行うこと、毎年度、計画の進捗管理や計画と実績の乖離の検証を行いPDCAサイクルを確立すること、及び経営戦略についても3から5年ごとに見直しをすることを求めているところ。

②経営ミッションの設定(経営規律の基軸のあり方)

3. 研究会におけるこれまでの議論の経緯

- 地方公共団体全体として課題の認識を共有し、公営企業の更なる経営改善を促していくためには、独立行政法人制度なども参考に、例えば、各公営企業が将来にわたり果たすべき役割、役割を果たすために必要な負担などの基本的な方針について、首長をはじめ、議会、住民を含めて検討する体制とすることが重要ではないか。
- 公営企業の経営責任をより明確にするために、地方独立行政法人の制度も参考に、<mark>設置条例等に公営企業の役割やその経営の基本方針を定めるという方法も考えられる</mark>のではないか。
- 管理者を置いている公営企業(法適用事業)については、管理者の下で経営規律を確立すべきではないか。
- 経営ミッションや繰出金の方針を設置条例に記すのはハードルが高い。経営戦略の中に改定の際に位置づけると ころから始めてはどうか。
- 〇 経営ミッションは、どこがどの程度のものを作るのかについて、まだ論議が不足していると思う。
- 将来的には経営戦略の策定を法定化すべきではないか。

4. 報告書における方向性(案)

- 経営規律の基軸となるのは、各公営企業が策定している経営戦略と考えるべきではないか。
- 経営戦略に記述する「経営の基本方針」の充実を図るとともに、経営戦略の策定・改定の際に、議会等に明らかにすることにより、議会や住民も含めて公営企業にかかる課題の共有を図っていくことが重要ではないか。
- あわせて、議会に報告する**決算書類においても「経営の基本方針」を記載**することとしてはどうか。

③経営成績の客観的な評価及び住民・議会の理解の促進

1. 論点

- 経営改革の更なる推進を図るための基本的な枠組みとして、あらかじめ公営企業が果たすべき一定の経営ミッションを明らかにした上で、計画的な経営を行い、事後的にその経営成績を客観的に評価する仕組みを検討する ことが必要ではないか。
- 〇 料金水準の改定に当たっては、議会や住民の理解を深めるための適切な情報提供のあり方等についても検討す べきではないか。

2. 現状

- 各公営企業では、決算書類を監査委員の監査を受けた上で議会の認定に付すことにより、毎年度、経営状況を議会へ 報告するとともに、当該決算書類を公表し、住民に対して情報提供をしている。
- 経営戦略において、今後の人口減少に基づく料金の見通しや将来の必要な更新投資の見込みなどを踏まえた中長期の投資・財政計画を記載した上で、当該経営戦略を公表している。あわせて、経営戦略の策定・改定の際には、当該戦略の内容について議会にも説明・報告することを助言しているところ。

③経営成績の客観的な評価及び住民・議会の理解の促進

3. 研究会におけるこれまでの議論の経緯

- 料金の適正化を進めるためには、施設の老朽化の実態、更新投資の必要性や中長期の収支見通しを含めた事業の経営実態について、議会や住民が理解を深めることが重要。
- 経営戦略の策定・改定の過程において、施設の老朽化等の実態や必要な対策、サービスの総括原価を明らかにし、 収支均衡するための財源のうち、公費負担すべき部分と使用料で賄う部分を分かりやすく議会や住民に示すことが重要。
- <mark>決算書類において、いくつかの経営評価の指標を記載</mark>することとし、議会審査の際、当該指標に基づいた経営の実態、 将来見通しについて説明することとしてはどうか。
- 料金の算定根拠となる原価計算表を経営戦略に記載するよう求めてはどうか。
- 経営戦略の策定に基づく経営成績の評価等の仕組みをきちんと回していくことが大事。定量的に評価していくため、経営比較分析表において一定の指標を開示し分析する仕組みを活用できないか。

4. 報告書における方向性(案)

- 経営戦略の改定に当たって料金回収率・経費回収率の見込みや原価計算の内訳などを詳細に記載するなどにより、料金改定の検討に資するとともに、議会や住民の理解が深まることが考えられる。
- 決算の議会での認定の際、経営の実態や将来見通しについてのより分かりやすい説明に資するよう、決算書類に「経営 比較分析表」で用いている経営評価の指標を記載してはどうか。

決算書類への記載が考えられる経営評価の指標について、資料3で検討。

④将来にわたり持続可能な経営の健全化を促す仕組み〈積立金・資産維持費〉

1. 論点

○ 経営改革の更なる推進を図るための基本的な枠組みとして、あらかじめ公営企業が果たすべき一定の経営ミッションを明らかにした上で、計画的な経営を行い、事後的にその経営成績を客観的に評価する仕組みを検討する ことが必要ではないか。

2. 現状

- 〇 利益剰余金の処分については、地方分権改革として、平成24年に会計制度の改正を行い、積立義務を廃止するとともに、その処分について条例または議会の議決により可能としたところ。
- 料金の設定については、地方公営企業法及び各事業法において、事業報酬を含む総括原価方式を採用しており、営業費、支払利息等の経営に要する費用である狭義の原価に加え、災害等のリスクへの対応のほか、資産維持のための経費を含め、一定の事業報酬を算入することとしている。(平成26年通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」により助言)

3. 研究会におけるこれまでの議論の経緯①

- 利益剰余金の処分については、条例でルールを規定していない自治体もあるため、必要な積立金が確保できていない のではないか。各公営企業の実情に応じて、条例により積み立てルールを設定しておくことが求められるのではないか。
- 〇 剰余金の在り方については高度な意思決定であり、首長や議会を含む自治体全体として決めるべき内容なので はないか。
- 利益剰余金の積立ルールについては、条例であらかじめ定めるのではなく、毎年度、議会の議決で積立てを 行っているところがあるが、現行のこの仕組みも意義はあるのではないか。

④将来にわたり持続可能な経営の健全化を促す仕組み〈積立金・資産維持費〉

3. 研究会におけるこれまでの議論の経緯②

- 更新投資財源となる資産維持費について、損益計算において引当金として費用計上することも考えられるのではないか。
- 〇 引当金については、昔は減価償却引当金もあったが、現在の4要件を満たすものではなく、適当ではないのではないか。

【参考】引当金の4要件(地方公営企業法施行規則第22条)

- ・将来の特定の費用又は損失であること
- ・その発生が当該事業年度以前の事象に起因すること
- ・発生の可能性が高いこと
- ・金額を合理的に見積もることができると認められること
- 〇 資産維持費を含む更新投資財源については、利益処分としての積立金を積むことにより確保するとともに、将来の更新投資財源として用いる積立金であることを明らかにするべきではないか。
- 〇 資産維持費の計上自体は望ましいが、自治体ごとに経営環境が大きく異なるため、資産維持費の計上率は一律 ではなく、各団体ごとに柔軟に設定できたら良いのではないか。

4. 報告書における方向性(案)

- 〇 将来の更新投資に備え、資産維持費を適切に見込むよう促すため、料金改定に当たり経営戦略に資産維持費を 含む原価計算の内訳を記載することとしてはどうか。
- 毎年度の利益剰余金について将来の更新投資に必要なものとして積立てを行う旨、経営戦略に明示するととも に適切な履行を促すこととしてはどうか。

5小規模団体の取組の支援

1. 論点

○ 今後の本格的な人口減少に対応するため、広域的な連携を更に進めるとともに、持続可能な経営に必要な人材 を確保するための方策を検討すべきではないか。

2. 現状

- 小規模市町村では、専任職員がおらず、職員が複数の事業を兼任している場合も多い。今後の人口減少により、職員 数は更に減少していくことが想定されるところ。また、多くの市町村において、技術職員等の専門人材が不足している。
- 水道・下水道については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できることから、多様な広域化を推進している。
- 会計適用や水道・下水道の広域化等の取組推進について、都道府県に対し、市町村における取組の支援を要請。

5小規模団体の取組の支援

3. 研究会におけるこれまでの議論の経緯

- 市町村支援を目的として、都道府県の専門的な人材を確保する取組も考えられるのではないか。
- 都道府県が専門人材を追加で採用することも考えられるが、その場合、採用した人材を雇用し続けなければならないこと等も含め、都道府県の役割を議論した方が良いのではないか。
- 地域によって都道府県の立場が異なる。例えば、水道事業の場合や、末端給水まで実施している場合、用水供給のみ 実施している場合、また全く実施していない場合では、都道府県に蓄積されるノウハウも全く異なる。市町村同士で水平的 に支援し合う仕組みも必要ではないか。
- 政令市や関係団体が専門人材を確保またはあっせんすることで、広域的に人的支援を展開している水道事業の事例を 踏まえ、他の事業や他の地域に、このような取組を広げる方策を検討すべきではないか。

4. 報告書における方向性(案)

- 事務の共同処理等による自治体間の連携方策などについて、各団体の優良事例の周知などにより横展開を図っていくことが必要。
- 公営企業の経営・財務マネジメントを強化し、経営の質の向上を図るため、令和3年度より公営企業の状況や 要請に応じてアドバイザーを派遣する事業が創設されたところであり、今後、積極的な活用が期待される。



持続的な経営を支えるための小規模団体への取組の支援(人的資源の活用)について検討(資料4、5)